

子育てをする移住者が空き家バンク登録物件を購入する費用に対し、補助金を交付します。

空き家バンクの活用を促進し、子育てを支援するため、18歳未満の子どもを養育する移住者が空き家バンクに登録された空き家を購入する費用（土地代除く）に対し、予算の範囲内で補助します。

※「移住促進空き家改修支援事業補助金」を合わせて活用する場合に利用できる補助金です。

※補助金の交付を受けるためには、事前に申請が必要です。

■募集開始／4月1日（月）から予算額に達するまで、先着順で受け付けします。

1. 補助金の額

空き家購入費用（土地代除く）の2分の1に相当する額とし、30万円を限度とする（千円未満切り捨て）。

2. 募集件数

2件（予算の範囲内） ※申請額に応じて件数は変動する可能性があります。

3. 対象者 ※次のいずれにも、該当する者

- (1) 市外から転入した者で、その転入日から起算して過去1年以内に市の住民基本台帳に登録されたことがない者
- (2) 子が補助金の交付申請日の属する年度の4月1日時点において、18歳未満(当該年度の4月2日が18歳の誕生日の者を含む。)である者
- (3) 転入後、子と同一世帯に属し、養育する者
- (4) 補助金の交付決定を受けた日から、取得した空き家に10年以上定住することを誓約する者
- (5) 登記事項証明書において、取得した空き家の所有権が2分の1以上であることが確認できる者
- (6) 次のいずれにも該当する空き家を取得する者
 - ア 空き家バンクに登録された物件で、空き家バンクを通じて売買されたもの
 - イ 申請する日の属する年度に所有権移転登記が完了すること。
 - ウ 申請する日の属する年度に所有権又は売却を行うことができる権利を有する者と売買契約を締結すること。
 - エ 売買契約の相手方が2親等以内の親族でないこと。
 - オ 店舗併用住宅については居住部分の延床面積が50平方メートル以上であること。

(7) 移住促進空き家改修支援事業補助金の交付申請を行うことを誓約する者

4. 補助対象外事項 ※次のいずれかに、該当する場合

- (1) 国、県又は市等の制度による他の補助金等を受けて、補助対象の空き家を取得した者
- (2) 取得した空き家の共有持分が各々2分の1である者で、他の一方の者がこの補助金の交付申請を行ったもの
- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)である者又はその者の世帯員が暴力団員である者

5. 留意事項

- (1) 申請は先着順で受付します。
- (2) 業務時間外の申請は窓口受付できません。

6. 申込方法

「志摩市空き家バンク子育て移住者空き家住宅取得支援事業補助金交付申請書」へ必要事項を記入し、添付書類とともに営繕室(3階16番窓口)へ直接ご提出ください。

※ 郵送を希望される場合は、事前にご相談をください。

※「志摩市空き家バンク子育て移住者空き家住宅取得支援事業補助金交付申請書」は、営繕室窓口または市ホームページから入手できます。

7. 申込・問い合わせ先

営繕室 ① 44-0306 ② 44-5262 ③ eizen@city.shima.lg.jp